

令和2年度第1回埼玉県森林審議会

議 事 録

開催日 令和2年8月24日(月)
会 場 埼玉会館3C会議室

1 審議会の開催日時及び場所

(1) 日 時

令和2年8月24日(月) 13:30～16:00

(2) 場 所

埼玉会館3C会議室

2 議 事

(1) 諮問事項 林地開発行為の許可について

(2) 報告事項 埼玉県農林水産業振興基本計画の策定について

3 審議会委員の出欠

(1) 出席委員(11名)

相葉 学
伊藤 武徳
井原 愛子
大澤 タキ江
大野 伸恵
落合 博貴
鈴木 英善
貫井 香織
平井 純子
藤野 珠枝
古谷 松雄

(2) 欠席委員(4名)

梅沢 昇司
大河原 章吉
吉川 はる奈
吉田 信解

4 審議会の経過

(1) 事務局が開会を宣言 (13 : 30)

(2) 森林審議会会長あいさつ

落合博貴会長あいさつ

(3) 農林部長あいさつ

強瀬道男農林部長あいさつ

(4) 審議会成立の報告

委員11名が出席し委員総数15名の過半数に達したため、埼玉県森林審議会規則第3条第2項に基づき、事務局が審議会の成立を報告。

(5) 議長選出

埼玉県森林審議会規則第3条第1項に基づき、落合会長が議長となる。

(6) 議事録署名人の指名

落合会長が、伊藤委員と井原委員を議事録署名人に指名し、承認された。

(7) 傍聴者確認

傍聴者11名。埼玉県森林審議会規則第5条を確認し、審議会を公開とした。

(8) 議事

ア 諮問事項「林地開発行為の許可について」

(資料2「林地開発行為の許可について」事務局の川越農林振興センターから説明。)

イ 報告事項「埼玉県農林水産業振興基本計画の策定等について」

(資料3「埼玉県農林水産業振興基本計画の骨子」および資料4「埼玉農林業・農山村振興ビジョン指標進捗状況について」事務局の森づくり課から説明。)

(9) 審議概要

ア 諮問事項に対する答申の内容

審議の結果、諮問事項「林地開発行為の許可について」は以下の答申を得た。

令和2年8月20日付け森第488号で諮問のあった件については、森林法第10条の2第2項の各号のいずれにも該当しないことからやむを得ない。なお、審議会として下記の意見を付する。

記

1 開発区域の多くが飯能市有林であり、かつ、市の土地有効活用事業による開発行為であることに鑑みて、次の事項について飯能市と事業者が協力し、地域の理解の促進に努めるよう促すこと。

- (1) 開発区域内及び周辺において確認された希少野生生物の取り扱い
- (2) 洪水調整池を兼ねるサッカーグラウンドの利用上の安全確保及び機能維持
- (3) 事業終了後における太陽光施設の撤去および原状回復等の措置
- (4) 当該開発行為に係る他法令の遵守

2 大雨等による災害が発生しないよう、申請書の工事計画に基づき適切な施工が行われるよう十分指導すること。

イ 報告事項について

議事での質疑等を踏まえ、素案を作成し後日送付する。

(10) 議事について

以下議事内容

<諮問事項「林地開発の許可について」>

○落合会長

それでは、これから審議会に入りたいと思います。

「林地開発の許可について」を審議いたします。

いや、鈴木委員から、

○鈴木委員

一言考え方を申し上げたい。

一つの事業をやるにあたっては、賛成の方も反対の方もあります。どちらの考え方であれ、突然に、しかも2回にわたり、ある会より、考え方や資料を私ども審議会委員に送ってこられたのは、極めて珍しいことです。考え方・資料は、参考になりました。特に希少な植物、コ克蘭の存在などです。

しかし、一方で、正直言って、圧迫感を感じました。林地開発許可制度や都市計画法は、私たち委員にとって大切な事項です。しかし、行政がきめ細かな経験と法律により、専門性を持って対応してくれていると信じています。本件開発許可の概要も県が、開発行為の中身も飯能市が、それぞれ専門性を持って対応していると思います。私達は、賛成の方の意見も、飯能市の反応も伺っておりません。また私個人としては、伺わなくてよいと考えております。

私の調べたところ、本事業も飯能市に3歳から54年住み、少年サッカーに尽力されてきた、飯能インターナショナル・スポーツアカデミー理事長木下氏が応募し、選定委員会の審査を経て、選定されたものです。私たち委員は、県の資料をベースに、不明な点は質問をし、今までの審議会のスタンスで本日も対応したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○落合会長

はい、鈴木委員、ご発言ありがとうございました。

他に特にございませんでしょうか。もしなければ、諮問…

○大野委員

あの、今私たちという発言があったんですけども、私（鈴木委員）は、ということ
でよろしいですか。

○落合会長

そういうことですね。鈴木委員からのご発言だったということで、お考えいただければ、よろしくをお願いします。

○鈴木委員

考え方を申し上げたということですね。

○落合会長

それではですね、最初に諮問の内容について事務局から、説明をお願いいたします。
説明は着席したままお願いします。

<永留副所長から諮問事項について説明>

○永留副所長

それでは本日の諮問事項「林地開発行為の許可について」を説明させていただきます。
私、川越農林振興センターの副所長永留でございます。説明については、すみません
が着座にてさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

先ず、今回の開発土地の位置でございますが、飯能市の南東部の飯能市大字阿須地内
でございます。

申請の概要を説明いたします。申請者は、一般社団法人飯能インターナショナル・ス
ポーツアカデミーでございます。

開発目的は、「サッカーグラウンド及び太陽光発電所の整備」でございます。

本事業の内容及び申請者は、飯能市が市の公共用地を有効活用するため、民間から土
地利用計画の提案を募った、「飯能市阿須山中土地有効活用事業」において、最優秀提
案として選定されたものでございます。

開発行為の場所は、飯能市大字阿須字孫治山469番18ほか15筆です。

開発区域は18.8269ヘクタール。そのうち、森林面積は18.4071ヘクタール。

この森林のうち、土地の改変が行われる面積を「開発行為に係る森林面積」として集計しており、その面積は13.7213ヘクタールとなっております。

着工予定は許可日以降、完了予定は令和4年3月31日となっております。

こちらが事業地全体の現況写真でございます。

こちらが土地利用計画図でございます。

赤枠で囲まれたエリアが開発区域でありまして、その中にサッカーグラウンド及び太陽光発電所を計画しております。

濃い緑色のエリアは残す森林、いわゆる「残置森林」でございます。

ピンク色のエリアは、植栽を行い、森林を造成する計画となっております。

こちらが造成計画平面図でございます。

縦横断の測定値が入っておりまして、見づらくなっており、申しわけございません。

黄色で示した範囲が切土、ピンク色で示した範囲が盛土でございまして、色がついていない部分、着色されていない範囲については、地形の改変はしないというところがございます。なお、この造成における土砂の持ち出しや持ち込みは計画をされておられません。次に事業地の状況を写真でご紹介いたします。

写真のタイトルの横にある、①、②などの番号は、皆様のお手元の諮問事項資料の4ページに、先ほどご覧いただきました事業地全体の現況写真が掲載してございますが、そこにある番号と箇所が一致しております。できますれば、それと見比べながらご覧いただければと存じます。

これは開発区域北側の飯能市道及び唐沢川という名の河川でありまして、唐沢川に橋を架けて飯能市道から①の写真に写っている道がございまして、そこから事業地へ接続する計画でございます。

これらはサッカーグラウンドが計画されている周辺の森林の状況でございます。

この写真は事業地中央の尾根周辺の状況でございます。

南西側から北東方向に尾根を見たところでございます。写真向かって左側は、造成してソーラーパネルを設置する計画、右側は現在の地形のままソーラーパネルを設置す

る計画でございます。

この写真は、尾根の北西側、造成してソーラーパネルを設置する計画の森林の状況でございます、⑥は尾根から、⑦は斜面下部から見た状況でございます。

これは尾根の南東側、現在の地形のままソーラーパネルを設置する計画の森林の状況でございます。

⑧は尾根から、⑨は斜面下部から見た状況でございます。

これは南側調整池が計画されている周辺の森林の状況でございます。

こちらは事業地北西側の状況で、残置森林とする計画でございます。

次に、今回の林地開発許可申請に対する審査について、でございます。

まず、森林法における林地開発許可の考え方についてご説明いたします。1ヘクタールを超える森林を開発しようとするものは、県知事の許可が必要であります。スライドにある4つの項目に該当しないと認める時は、県知事はこれを許可しなければならないと森林法で定められております。

その4つの項目ですが、

①土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること

②水害を発生させるおそれがあること

③水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること

④環境を著しく悪化させるおそれがあること

です。

具体的な審査内容については次のスライドから説明いたします。

まず①の「土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれ」についてでございます。切土の勾配については、基準が約40度から約45度となっており、事業計画では約34度で計画されております。次に盛土についてですが、その勾配は、基準が約27度から約29度のところ、事業計画では約29度となっております。

そのため判定は「適」といたしました。

法面については、切土の場合は客土吹付、盛土の場合は植生シートにより緑化を計画しております。また、開発区域の周辺部については造成森林を計画しているので、判定は「適」といたしました。

排水施設についてでございますが、必要に応じてベンチフリュームなどを敷設しておる計画でございますので、これも判定は「適」といたしました。

これは切土及び盛土の施工方法を図で示したものでございます。

勾配については先ほど説明した通りでございます。

斜面の高さによっては、小段やその小段への排水施設の設置が計画されております。盛土の場合は、地山の勾配によっては段切りが計画されております。このことによつて、盛土した土が滑りづらくなるような措置をとっているというところでございます。

なお、先ほどもご説明しましたが、土砂の持ち出しや持ち込みは計画されておりません。また、高盛土部については安定計算を行い、地すべりに対する安全性が確認されているところでございます。

次に②「水害を発生させるおそれ」についてでございます。

洪水調整池は事業用地内に2か所に分けて設置されております。うち1か所はサッカーグラウンドが調整池を兼ねており、2か所それぞれがその場所の必要量を満たしております。サッカーグラウンド調整池では、必要容量10,141 m^3 に対し計画容量10,675 m^3 、南側調整池では3,027 m^3 に対し、計画容量は3,301 m^3 であり、判定は「適」といたしました。

2か所の調整池はこのように配置されております。

これはサッカーグラウンド調整池の雨水流出の模式図でございます。南側調整池についても同様の方法が採られています。降雨時に集められた雨水は、左図のように水量が絞られて下流に流されます。計画容量に達するまではこの状態が続きます。計画容量を超えた場合は、右の図のように、オーバーフローした分も流出することになりますが、基準に基づき、調整池の下流側についても100年確率の雨量を十分に排出できる規格・構造の排水施設が計画されておるところでございます。

次に③「水の確保に著しい支障を及ぼすおそれ」についてでございます。

水量の確保については、この区域を直接の水源とする用水などはございません。また、土砂による水質悪化の防止については、開発に係る区域の雨水を処理する2か所の調整池が必要な堆砂量を見込んでいるため、判定は「適」といたしました。

最後に④「環境を著しく悪化させるおそれ」についてでございます。

森林の配置等についてですが、サッカーグラウンドと太陽光発電所で、森林率の基準が異なります。サッカーグラウンドでは必要な森林率50%以上、残置森林率40%以上の基準に対しまして、森林率52.6%、残置森林率42.2%で計画されております。太陽光発電所では、必要な森林率25%以上、残置森林率15%以上の基準に対し、森林率25.5%、残置森林率22.0%と計画されております。森林の配置についても、それぞれおおむね原則通り配置されているため、これも判定は「適」といたしました。

また、周辺環境への配慮といたしましては、造成森林として高木性樹種であるスギ、コナラ、クヌギを植栽することや、活着するまでの散水、必要箇所の下草刈り、つる切り、除伐、間伐及び施肥等の保育作業を計画していることから、判定を「適」といたしました。

以上のことから今回の申請を審査した結果、林地開発許可の基準である4つの事項に対し、いずれにも該当しないと認められるものでございます。

次に関係する市町村である飯能市に対しまして意見を伺った結果でございます。

「意見なし」ということではございますが、市とそれから事業者との事前協議に係る内容を遵守するよう求めています。

その他の関係機関から意見を伺いました。

埼玉県みどり自然課からは「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」12条に基づく届出をするよう意見がございました。これにつきましては、既に届出済みであることを確認しております。

次に埼玉県の地域機関である西部環境管理事務所です。

意見は「特になし」ということではございますが、「埼玉県自然公園条例」「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」について必要な届出をするよう求めています。

同じく県の地域機関であります飯能県土整備事務所からは、「砂防指定地管理条例」及び「国有財産法」に係る申請を飯能市の事業による林地開発として飯能市から収受しており、意見は「特になし」との回答を得ております。

この開発計画に関しましては、地元団体から県に要望書が提出されております。自然を壊すことへの反対、林地開発許可申請を不許可として欲しいとの要望でございます。

県としましては、森林法に基づき適切に審査することを説明しておるところでございます。

飯能市及び西部環境管理事務所からいただいた意見は、事業者に伝えるとともに必要な対応を取るよう指導して参ります。

以上で今回の諮問事項についてのご説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

<落合会長から諮問事項について補足説明>

○落合会長

はい。ご説明ありがとうございます。

今回の諮問案件につきまして、これまでの案件と違いまして、実際に山を切って盛るというようなことがございます。

それで、実は私、先週の月曜日に現地を見て参りました。なので、今、事務局からご説明いただいたことだとちょっとわかりにくいのかなど、聞いていて私も感じましたので、ちょっと私から補足説明させていただきます。

スライドの4ページの現況写真ですが、ちょっとわかりにくいんですけども、この森林の状況から、ここに3本の沢が流れて、先ほどの唐沢川に合流しているという状況です。ここに谷があつて、雨の時に水が流れてると。

先ほど話していましたが、ここに水が流れていただろうという状況がこのあたりに見えておりました。

それで、実際具体的にどうするのかということですが、5ページですが、ここに沢が3本ありまして、沢を埋める形でこの尾根を切ってこの沢に盛土をするという状況になっております。

切り盛りの図が次の6ページでございます。

ですから、地山の尾根ですね、切ったところというのは、もうすでに、下の固いN値というんですけど、非常に安定した岩盤に近いようなところまで切ってしまうと、切ったものをここに埋めるということです。ここは固いので安定性という意味では問題ないんですけど、盛るという行為がですね、どの程度しっかりできるかというところがちよっ

と、要検討事項かなというところでは。

それから、今回はそのソーラーパネルをこんな形で大ざっぱに、置くんですけども、これがですね、沈砂池・調整池になりますが、調整池がたまたまサッカーグラウンドであったと考えていただければいいのではないかと。実際そのサッカーグラウンドとして、うまく使うかどうかということは、今回の諮問の内容からちょっと外れると考えております。

そして先ほどご説明いただいた盛土の16ページですが、先ほど言いました切土というのは、地山の固い部分を切ってますので、非常に安定性は高いということです。問題なのは、この盛土部分です。盛って29度になりますが、この斜面がどれだけ安定性を維持しているかというあたりが問題になるのかなと思っております。

そして18ページ。ここが尾根ですので、この部分のソーラーを設置した部分に降った雨がですね、ここの沈砂池に入るということですね。先ほどの説明では時間雨量73ミリの飯能市での100年確率の降雨量に対して、これが十分な容量をもっているかということ。それから、ここの部分の太陽光の施設に降った雨が、ここで十分な容量を持っているかということ。そのあたりが検討事項なのかなと。

それから20ページの排水ですけども、雨水を排水する場合に注意しなければいけないのが、斜面を流れる排水量ですね。

その水を流す排水路が十分に流れる水に対してもつかというところで、こういった施設が計画されている。これも一応水路を使っているんで、コンクリートないしは合成樹脂等の材料を用いて排水を計画しているという状況かと思えます。大体そんな状況になっております。

ただいまの事務局からの説明及び補足説明に対してご意見ご質問がございましたらば挙手をもってお願いします。

<委員から諮問事項について質疑等>

○平井委員

私、諮問事項と同じ飯能市の阿須丘陵に位置しております、駿河台大学という大学に所属しています。

開発箇所のあるところの並びですが、私の大学もそうなんですけど、去年台風の時、どんな状況だったかという、大学の裏山はかなり崩れました。それで、大学のすぐ横の道は通行止めになりました。道ががたがた崩れて、相当長い間通行止めだったと思います。感覚として、そんな感じですね。

同じ並びにある丘陵ということで、お話聞かせていただいて、これだけの規模のメガソーラーを設置することによって、山の持つ水源かん養機能ですとか、そういうものが消えてしまうだろうなど。

あの辺りの道沿いには人の家もたくさんあるわけで、周辺の住宅地とか、これに隣接するような農地とか、そういうものに負の影響を与えるっていうことは確実じゃないかというふうに感じています。もちろん里山の生態系とか河川環境とか、そういうことを考えた時もそうだと思います。

また、他の事例でも申し上げたことがあるんですけども、人工物を設置することによって周辺環境の不調和とか、景観の阻害というのもあると思っています。

さらにこの傾斜地とか、その土地改変された場所へのメガソーラーの設置っていうのが、やはり土砂災害に対する危険性が増して、地域住民に大きなリスクがあるのではないかと考えております。

もちろん法に基づいて計算していると思いますので、大丈夫という形で「適」となっていると思うんですけども、あくまでも机上の計算でしかない。それは昨年度の台風被害なんか見ていると、非常に大きく感じる場所です。

昨今のこの気候の変化を見る限り想定外の事態っていうのが起きる可能性が大きいと言わざるを得ないんじゃないかと。

私の見た範囲だと、熊本の中でも想定内だったのに土地改変されたところにメガソーラーが設置されて崩壊していたって事例もあったかと思っています。被害があってからじゃ遅いと思います。

自然環境についてもそうで、私は飯能市エコツアーの方をやっているのですが、あの辺りもよく歩いてガイドしたりもしているんですけども、かなりいい自然が残っているところなんですね。

コ克蘭のことをすごく取りざたされていますけれども、もっと貴重な植物があるはずで、これは県として調査とかされているのでしょうか。ちょっと後で教えてください。県としてこの県立の自然公園内のアセスメントをしっかりとすべきじゃないかと。もっとしっかりと調査して、適切な対策っていうものをされてから進めるべきじゃないかと思えます。

もう一つ、発電事業が終了した場合や、事業者が経営破綻した場合に、パネルなんかの撤去とか処分とか、それが適切にしっかり行われるのかというのは、そういう仕組みがちゃんとできているのかというのはちょっとお聞きしたいところです。

数値に合致しているから「適」ということになってると思うんですけども、審議会としてだから「GO」だっていう話はどうなのか。だったら私達（審議会）いらんんじゃないか。AIに任せればいいんじゃないかってちょっと思ったりもします。

何も条件つけずにこのまま「GO」して取り返しのつかないことになるっていうことが一番怖いです。そうなった場合に県としても審議会としても大きな禍根を残すのではないかと思っています。

今回の事案には直接関われないと思うんですけども、このメガソーラーの件で、例えば兵庫県なんかでは、森林保護規定っていうのを追加してやってるところもありますよね。そんなこともあるので埼玉県もやはりそういうのを追加して検討するとかしたらいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○落合会長

はい、ありがとうございました。

ちなみに事務局の方で、当該の場所ですね、今年の台風19号の際に、何か土砂の崩壊等のそういった事象というのは把握されていますでしょうか。

○永留副所長

お答えします。

例えば大きな災害が起きたという話はこちらで把握はしておりません。

○落合会長

先週ですね、私現地に参加しましたと先ほど言いました。

ちょっとですね、沢の出口のところ、確かに水は出た形跡はありますけども、例えばその土石流とかですね、崩壊した土砂が出てるとい、明確に出てるといったような痕跡はなかったです。ただ、相当水が出ただろうと思いました。

それから、比較的、先ほど言いましたけど固い岩盤が多い場所なので、というか、おそらく相当前に、すでに、表土が流れちゃってるということで、結構あれでも持ってるのかなと個人的ですが感じました。

今の委員から、お尋ねありましたけどもそれについて、事務局の方で何か答えられる範囲で、お持ちでしたらお願いします。

○永留副所長

まず、周辺環境の調査のことなんですけれども、我々農林部としてはですね、自然公園の条例やそれから個別公園の関係を所管しているわけではないので、我々のなかでは特に調査は行ってはおりません。

県の部署でいうと、環境部になるかと思うんですが、環境部の情報を聞いた限りですね、今回のコクランの調査についてはですね、事業者の方が（調査を）行ったと聞いております。

先ほど申し上げましたけど希少種条例というのを県で設置しておりまして、その条例に基づいてですね、事業者の方が所管部署である環境部さんと手続きについて話し合っで適切に進められているというお話は聞いているということでございます。

森林保護規定というお話ですけれども、確かにそういったお考えはあろうかと思えます。

ただ一方でですね、林地開発の基本的な考え方ではあるんですけれども、当然森林に

も所有者さんがいらっしゃって、日本は民主主義の国ですから、基本的にはその持っている財産をどう処分するかは所有者さんのお考えによるっていうのは大前提としてあると思います。

例えばですね、林地開発制度を設けているのは、所有者個人の処分の自由にあまり野放図に任せていると、災害を引き起こす可能性がある。それは過去ですね。1ヘクタール以上の開発を、特に規制はなくやっていた場合、大きな災害を起こしたという反省があってですね、これは国の林野庁のほうで、こういった林地開発の制度を設けたという話を聞いておるところでございます。

言うなれば、この林地開発は個人の所有である山を処分する際に、最低限ですね、公共の目的というのでしょうか、公共の福祉でしょうね、災害を引き起こさないような最低限の制限を加えているという制度でございますので、その最低限の制限というのは先ほど申し上げた4つの条件ということになるのかと思います。

ですので、何て言うんでしょうかね。

先生がおっしゃっていることはよくわかります。自然環境を大切に、昨今の気象災害を考えるとどうなるかわからないというのは確かにあるかと思うんですが、ただ一方でそういった個人の財産の処分というものが自由であるというところの大原則があり、それに対して最低限の制限を加えているという観点で我々は審査していますし、森林法自体がそういう考え方に則って林地開発制度というのを設けておりますので、逆にそれを逸脱することが我々としてはできないというところでございます。

逆に逸脱すると、個人の所有権を侵害するという恐れもありますので、そこは法に照らして、慎重に最低限の制限を加えさせていただいているというところでございます。

○落合会長

よろしいですか。事務局の方で補足されますか。

○永留副所長

すいません経営破綻の話ですけれども、今回ですね、飯能市と事業者さんの間で、土地賃貸借契約書を取り交わしているようでございまして。それによりますと、万

が一事業者が事業継続できなくなった際は、協力事業者というのを定めているようでして、その事業者の方が経営を助けるとか、或いは破綻したのであればその事業者の方が経営を引き継ぐとか、そういった内容の契約を結んでいるという話を聞いております。

○平井委員

申請者ということですか。

○永留副所長

事業者というのは申請者でございます。

○落合会長

よろしいですか。

○永留副所長

はい。

○落合会長

あの、私前回ご紹介したことがあるんですけども。

ソーラーパネル、太陽光施設が普及、FIT法との関係で普及してきて、当初は平地とか平らなところで、設置されていることがほとんどだったわけですけども、場所がだんだん今なくなってきて、傾斜地にも設置されるようになってきたと。

私も個人的に2016年以降ですね、所謂山にソーラーパネルを設置するっていう事象が起きてきて、当初は平らなところで工事されている事業者さんが多くて、特段問題は起きてなかったんですけども、山に設置すると、突然いろいろ難しい問題が起きるわけですね。傾斜地に置くことによって、そこに降った水が集中して一気に流れるようになると。それによってたぶん水害が出る。実は私も地元で、そういう事案を目にしたことがありますして、事業者さんは今まで通りの感覚で作ろうとしているんですけども、実際作って見たらいろいろ思うようにできなかったと。それで、周辺の住民の方がおら

れるので、いろいろ苦情等が出て終わってしまう。事前にそういう事象が想像できていなかったということがひとつあると思います。

それから、もう一つはですね、林地開発許可制度を受け持っている県の事務局の皆さんもそうなんですけど、各県もですね。

山の斜面で木を伐ると何が起きるのかということに関して、必ずしも詳細な情報を持っているわけではなく、人員も限られてきたこともあります。昔でしたら、その山に張り付いて仕事されているような方々がいらしてですね、木を伐るとどうということが起きるかということが想像できたんですけども。そういうことがなかなかぱっとわからなくなってしまうということで、そういう申請が出た時に、何が想定されるか、何が問題になるかということに関して、必ずしもその準備が不十分というところちょっと言い方が悪いかもしれませんが、そんなことがあって、それでそういった事例が林野庁にも寄せられてですね。

昨年ですけれども、実際には、2017年ぐらいからそういった事例が、各地から集められて、昨年ですね太陽光発電に係る林地開発許可基準のあり方に関する検討会というのが開催されて、いろいろ問題になるところを指摘されて、特に森林の公益的機能によって起きてこなかった事象が新たに起きてしまうということで、特にその検討の中でですね、問題になっていたのが先ほど言ったような山につくるとすると、必ず山を切ったり、地山どおりに作ればいいのかもかもしれませんが、やはり大面積となると、どうしても切り盛りがあると。その切り盛りの基準が林地開発許可の中で、必ずしもその明確になってないとかですね、それから自然斜面にそういった太陽光施設を置いたとき、どこがどう変わって、どんな現象が起きるかということについて検討する必要があるとかですね。

それから、斜面で雨が降りますので、排水の問題、それから私が先ほどちょっと言いましたけれども、特に山を切って埋める場合の谷埋め盛土。谷埋め盛土っていうのは、どうしても盛土が周りの地山に比べてやわらかくなってしまいます。

降った雨が元の地形に沿って集中して地下に水が流れてしまうということで、その出口ですね、非常に水位が上がってしまうということがあって、阪神の震災の時以降、その谷埋め盛土がすべり出すということが起きてですね、その排水をしっかりしましょう

とかですね、そういう基準が出てきているわけですね。

それから、太陽光施設が廃止された後、どうなるのかという問題ですね。ソーラーがあつて、動いた時はメンテナンスをされてるけどそれがなくなった途端に、そのもとの森林ではなくなってるわけなので、そこで何が起きるかということをちゃんと考えましょうということ。

それから当然のことながら地元との合意形成というあたりですね、それが十分でない案件が結構あったということで、大体そんなようなところがですね。考え方の中で、示されています。

ただ、これはあくまでも考え方なので、例えば、盛土何メートルにしましょうとか、そういうところまではないんですけれども、こういった国の基本的な考え方に基づいてですね。今各県はそれぞれ県ごとにですね、もうちょっと詳しいガイドラインなりを作っています。

県によってはですね、いろいろ状況違うんですけれども、私の知る限りでは、例えば長野県なんかはかなり詳しいですね。これちょっと長野県なんですけど、1センチぐらいあるような林地開発許可制度の手引きですね。事前にこういう考え方を示しておいて、それに基づいて開発を計画してくださいということをやっております。これを見ると、盛土の考え方について詳細にですね、基準ができたりしております。

ただ、これはあくまでも林地開発許可制度というのは、県が進めるもので、県ごとに作っているという状況になっております。そういった状況の中で、今回特にそのちょっとそういう、十分注意して、考えるべき部分があるのかなと考えています。

ということでとりあえずよろしいですか。

他に何かご意見ご質問等ありましたらお願いします。はい。

○大野委員

すみません、数点お聞きします。

先ほどの私たちの、私の審議会で、全部「適」になっていた場合には、「適」になってしまうということですが、できれば「適」にするにしても、最善の案を示してから「適」にしたいなというふうな気持ちでおりますのでよろしくお願いします。

その中でですね、ちょっと聞きたいのは、サッカー場の法面と、関連施設の面積を加えることを一切しないで、9,700平米として申請しておりっていう文書を見させていただいたんですが、このサッカー場を全部入れなかったってということについては県の方ではそれでOKだったんでしょうか。

それから、これは申請者がインターナショナル・スポーツアカデミーということですが、サッカー場をつくるってということもだいぶメインなんだと思うんですね。

サッカースポーツの振興ということを付されている団体だと思うんですけども、その割にはですね結局、16ページのサッカーグラウンド調整池がかなり多く占めておりますし、そして20ページですね。洪水の調整池の計画に必要な堆砂量が見込まれており、区域外への流出はないと、サッカーグラウンドに堆砂量が見込まれておりって書いてありまして、サッカー場についてはこの許可には関係ないっておっしゃっていましたがけれども、我々一般市民の、一般町民、一般市民の考え方だと、それでサッカー場を排水施設として、それが一般的な理論として成り立っているのかなという疑問があるわけですね。

あちこちで調整池って言いますが、水が入り込んだらそこは沼になって、泥だらけになってしまう。とてもグラウンドとして使えるような形態にはならないと思うんですけども、この団体は、スポーツアカデミーって言っている団体は、このソーラーの方をメインに考えてサッカー場を作っているんですかって疑問感じるんですけども、そこら辺のところをちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○落合会長

事務局はいかがですか。

○永留副所長

まず1点目のサッカー場の法面の面積の関連の話ですが、このおっしゃっている話っていうのはあれでしょうか。市民の方からのあれでしょうかね。

○大野委員

参考にさせていただきました。

私も現場とか、今回見学していきたいなと思ったんですけどできなかったものですか、ここになったところはどうなのかなっていう。だから飯能市も、きちんとそれぞれの対応をして、市民の会に返答していただいているのかも、併せてよろしくお願ひします。

○永留副所長

そのサッカー場の広さのとり方については、都市計画法に関する話になると思いますが、都市計画法で今回の開発地がどう判断されるかというのは、正直我々は所管外なので、ちょっといろいろ細かいところとかに言及することができません。判断ができないところでもあります。

確かにその法面を加える・加えないのがいいのかどうかという話は、市民の方から我々も聞いたことが、言われたことがあるので、それについては、今回の場所の都市計画を所管する、飯能市さんの方で、その判断はそれで変わりが無いってことでよろしいかということ、再三にわたって確認をさせてもらっているところでございます。

で、確認したうえで、変更がないということでご返答をいただいておりますので、まあ所管している飯能市さんがそうご判断されているということなので、それに基づいて我々はそのあとの手続きをさせていただいているというところでございます。

それから、ちょっと前後しますが、サッカー場がメインになるのか、ソーラーパネルがメインになるのかということについてですが、一応申請上はですね、サッカー場およびソーラーパネルの設置ということでございますので、双方がこの開発目的と我々としては認識しているところでございます。

それから水が入りこんだサッカー場が使えるかどうかというところなんですけれども、これについてもですね、正直林地開発で、これは使えるか使えないかっていうことについては、なかなか、判断すべき話ではないでしょうね。

一般的には、水が入り込んだらグラウンド状態はかなり悪くなるのは想定できますので、やはり管理が大変だろうなと思いますけれども、それはあくまでもサッカーグラウ

ンドの運営上の問題であってですね。これをもって、林地開発がいいとか悪いとかって
いう話はちょっと我々としては言及できない部分がありますので。これについてはです
ね、そういう状態になりますけれども、良いですかというお話はさせてもらいましたけ
れども、事業者の方がそういう方向でいきたいということであればですね、それを否定
することは我々としてはなかなかできないというようなところがございます。

お答えになっていますでしょうか。以上でございます。

○落合会長

私も現地でですね、これだけの大きな面積のソーラーがあった場合ですね、しかも最
近の豪雨でですね、水が出た時に、このサッカーグラウンドにはやっぱり実際問題とし
て相当土砂というか、そういうものが出てこざるを得ないのかなと思って。そうなっ
た場合に、サッカーグラウンドとしてどうなのかという疑問はですね、私も現地で思っ
たんですけども、ただ、これはあくまでも、調整池ですということですので、それは作
る側の考え方なのかなと。

ただ実際にはそれだけその、余計な仕事が増えるかなという感じはしましたけど、一
応そういう考え方をこの場ではしていただくということで、お願いしたいと思います。

ほかにご意見ご質問ございましたら。

○相葉委員

相葉ですけども、先ほど落合議長が言われたんですけど、太陽光事業が永久不滅
に続くわけでは多分ないと思いますので、これは経営破綻、或いは経営破綻じゃなく
てもともと事業期間がっていうのが設定されてて、それでそのあとの原状回復をするか
どうかという確認は飯能市にされていらっしゃるのでしょうか。

林地開発事務取扱要領の第6の太陽光発電の開発行為の基準の中に、これ原状回復を
確認して原状回復をする場合には原状回復の旨を盛り込むように努めることと明記され
ていますけれども、それは確認されているのでしょうかという質問です。

○落合会長

事務局いかがでしょうか。

○永留副所長

はい。今のご質問でございますが、先ほどちょっとお話をさせていただきましたけども、市と事業者の間で土地賃貸借契約書というものを結んでおりまして、事業完了時の返還ということについても、その契約書の中に記載されておりまして、市がですね、現状のままで返還することを承認した部分を除いて、事業者が原状に復すことになっているということでございますけれども、契約書の中でそのような取り決めをされているというところがございます。以上です。

○落合会長

原状に復す、というところちょっとおかしいですね。

原状には復せない状況になっちゃうので。

○永留副所長

すいません。原状に復すとした部分を除いて、ごめんなさい、市が現状のまま返還することを承認した部分を除いて、事業者が原状に復すことになっているということです。

○落合会長

結局、地形の改変を伴うので、気になっているんですけども。

谷埋め盛土がですね、ソーラー施設がなくなった後も残ってしまうというあたりを、やっぱり事前に十分考えておかないと。

盛土部分を、一度盛土したものを元の山に戻すということは、私も聞いたことがないので、盛土は盛土として残ってしまいますので、そこの部分はやっぱり、しっかり考えておいていただかないと、いろいろ後になって問題になることもあるのかなと。ちょっとそれは特に私が心配するところです。

○永留副所長

あの、今の会長のお話の部分ですが、こちらの事業者さんの方ですね、先ほど少し申し上げましたが、盛土部分に暗渠排水^{あんきょ}管というのを葉脈状に設置しております。これは林地開発要領で特にそこまでは定めていないんですけれども、国土交通省の方で定めている宅地防災マニュアルにこういったことが書いてございまして、その基準に沿ってですね、盛土部分に、要するにもし水が入ってきたような、地下水が上がるような場合でもですね。暗渠排水によって、そういった水を抜くというような構造のものを常設するというを計画の中で謳っております。そういった盛土の安全性はある程度、工事する側は設計されているのかなと考えております。

○落合会長

はい、ありがとうございました。

私もちょっと確認したんですけれども、確かに暗渠排水は入れております。ちょっと言い方がわかんないですけど。いわゆる宅地造成並みの計画ではあるんですよ。

排水と、それから盛土部分の安定計算をしていますし、土の強度に対して盛った斜面がもつかどうかといったあたりも検討もされているということなので、そういう意味では、それなりのコストをかけた調査をやって、コストをかけた計画を作っているなという印象ではあります。私がそれを再計算して確認したとかそういうことはないんですけれども、一応計画上はそういうところまで配慮された計画にはなっているという印象を持っています。

他にご意見ご質問。お願いします。

○藤野委員

ありがとうございます、藤野です。現状の状況が今ひとつはっきりわからないんですけれども、上から見た写真で見せていただいていますけど、ここはもともと、植栽されていたのを伐り開いた、例えば薪炭林とか二次林なのか、植栽林なのか。

あとそれって今回かなりの森を伐り開き、平らにして、太陽光パネル等設置したり、

サッカーグラウンドを作るわけですが、その残置する森林や、その後造成する森林のことも書いてあって、それらが根付くまで手入れをするよってということも一応お約束されているようなんですけれども、これが設置して、開発というか契約を20年30年ってこう、いつまでどうっていうことで契約、飯能市はされるんだと思うんですけれども、その姿図というか青写真というんですか、設置した時はこうで、20年後30年後、要するに返してもらう時はこういう状況だっというような、姿図は確認しているのでしょうか。

つまりどう変わるかっていうことが、もう少し市民の方というか、普通の人がわかりやすくなっていったらいいな、と思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○落合会長

そのあたりはどうか、事務局。

○永留副所長

はい。まず森林の状況についてですが、全体的に見れば二次林です。一部ですね、スギ、ヒノキを植えただろうという痕跡がありますが、正直失敗して、雑木林に戻りつつある森林。その部分と、あとはいわゆる二次林ですね、雑木林というような状況の山でございます。

それから、将来像を確認しているかどうかということなんですが、この林地開発制度でですね、どこまで確認するかという点になるかと思うんですけれども、それについてはですね、先ほどから申し上げている、我々としてはさっきの4条件をクリアしてるかどうかというのが、森林法上の確認する要件でございますので、正直30年後どうなるかというところの青写真までは事業者の方に求めているわけではないです。

ということですので、そこまでの30年後の姿がどうなるかというところまでは、正直確認はしていないというところでございます。

○藤野委員

設置してすぐの姿はあるんですか。こうなりますという完成図は。

○永留副所長

それはもちろん。それに基づいて今色々な種々計算とかですね、してるということでございます。

○藤野委員

あの、絵っていうんですか、パネルがこう並んで、こう見えるよってというような絵があるんですかということを知ったんですけど、この造林するところも樹高1から1.5メートルのスギ・コナラをヘクタール2,000本で植えるよってというような、作った時にこうなってるよっていう作った直後の姿図はあるんですか。

○永留副所長

先ほどちょっとおっしゃられた、5ページ出してもらえますか。一番近い図面というところになるかと思えます。

先ほどご説明申し上げた、サッカーグラウンドの位置図ですとか、調整池の位置、それから色分けではございますけれども、残す森林、造る森林、それから太陽光パネルが設置される場所としているところがございます。パースとかイメージ図とかっていうところまでは正直求めてないです。

○藤野委員

わかりました。あと様々な県のほうから、自然条例とかで先ほどの届出が必要っていうのがいろいろありまして、それらの届出をしていただいているようなんですけれども、届出の後、例えば希少種とかはどうするのかとか、そういうことも求めている届出なんですか。

○永留副所長

その届出を求めている法令なり条例によるんですけれども、もちろん届出した後こういった措置をとりなさいというものがあれば、それに当然従っていただくというのが大前提でございます。

例えば希少種条例の話で申し上げますと、聞いている話ではですね、開発区域内に条例で定める希少種があったということですので、それを保護する策をですね、こうしてくださいということを所管する環境部の方で事業者の方に申し上げているそうなので、そういった保護策はとられると聞いております。

それはどういう届出をしてそのあとどうするかは、条例なり法令によるということです。これに従って必要なことはやっていただくというのが、法令遵守の立場で我々としても事業者のかたにお願いしているところでございます。

○藤野委員

わかりました。最初の質問に戻るんですけど、現在の森林の状況の中で、保安林の指定とかはされているんですか。

○永留副所長

ございません。

○藤野委員

そうですか。先ほど林地でも民地でも、普通の土地でもそうなんですけど、所有者があつて所有者の意思で開発や処分（をするのは）自由っていうのは大原則だというのは、よくわかるんですけれども、社会的財産という考え方があると思います。

県として、随分お水のことにこだわっておいでなので、要するに水源かん養林として、ここは誰が持っていようと、この辺は埼玉県の水源かん養林、埼玉県としては水源かん養林として見ているとか、何十年か後にはこういう森にしようと思つて、それは社会的な意味での価値を高めるために変えていこうとしているとか、そういう財産価値という考え方もあると思うんですけれども、そのあたりをここ（開発地）の地点にこだわ

らず、この飯能を含んだ、または埼玉県の方の林地・山地をどう考えているかお聞かせいただけますか。

○佐野課長

森づくり課ですけれども。水源かん養機能ということで、県内の森林には非常にそういった機能を求めるということは当然あって。委員のお話の通り、広く社会の財産として保全していこうという姿勢は当然あります。

ただ一方でそれをもって個人の財産権を奪うということとはできないということで、林地開発制度というのはその辺を加味して判断されているということでございます。

○藤野委員

その通りだと思います。ただその今（水源かん養林から）得ている価値が失われることをもし、もしですよ、失われるか、価値が増すかっていうようなことは、所有者としてもそうだと思うんですけれども、県として考えておいでなのかなっていうあたりをちょっと、聞いてみたいなと思ったんですけど、それは大きく言えば今後の林地開発許可に対しての考え方になっていくのかと思うんですけれども。

○佐野課長

林地開発許可の基本的な考え方は、森林を失ったとしても、その機能を果たせるようにする。それを保証させればですね、開発を許可せざるを得ないということですので。今回これで森林を失う可能性があります、それに取って代わる機能をしっかり計画の中に織り込んで、実施していただくと。そう指導をしていくことになります。

○藤野委員

わかりました。ちょっと、この辺にいたしますが、要するに、個人が得る利益と同時に、県民、国民でもいいんですけど、得る利益というものがあると思います。個人が得る利益がどうなるかというのは、その所有者さんが考えると思うんですけれども、それを住民や国民、周辺、私達のような周辺にいるものも含めて、得る利益というのをどう

考えるかっていうことは、すごく森林の持つ社会的な財産の価値としてはとても大事な
ことなので、埼玉県のように、東京に非常に近くてそういう住宅や、一極集中のため
に、非常に利用されやすいところは、特に考えた方がいいと思っていまして、埼玉県と
しての魅力や財産価値を考えながら、この件は進めていっていただきたいなと思ってご
意見申しあげました、質問させてもらいました。ありがとうございました。

○落合会長

さっきちょっと私からご紹介した林野庁の検討会の報告書の考え方の中にもですね、
やっぱり地域との合意形成が重要だということは指摘されています。結局、ソーラーが
急に増えてきて、想定していなかった事象が起きた時に、そういうことを事前に地元と
話し合っていたケースとしないケースでは、その後の展開が随分違う。ということがや
っぱり実際起きているわけですね。

どれだけその事業者の方が注意深く考えてやって地元にも説明して、こういうことで
やりたいと、そういう合意形成がある場合と、その所有者だけの判断で進めた場合と
で、随分違うので、そういう地域との合意形成はしっかりやってくださいということ
は、林野庁も言っています。ただ、具体的に必ずどうしろ、こうしろ、ということはない
んですよ。考え方としてはそういうことが最近重視されているということです。他に
ご意見ご質問。

○井原委員

井原と申します。先ほど落合議長の方から長野県の方ではそういう林地開発許可に関
して、県独自の考えとか、そういったものを盛り込んだものがあるというお話をお聞き
して。埼玉県はやはりこういう林地・森林というのが、全国の中でもとてもあの面積の
割合的にはとても少ない、貴重なものだと思うんですが、そういったことをやはり開発
する時に、今のこういった想定外の災害が起きたりですとか。それによってやはり都会
の人も住民も、森林に目を向けることが多くなってきていて、そういった私たちが森林
から得るいろいろな利益というか、そういったものがなかなか、そういった開発によ
って、お金として、一部の事業者にしかこう享受されないようなことも出てきてしまっ

ている現状の中で、そういった今、審査事項の環境を著しく悪化させることにおいて、例えばそういった審査基準が景観の維持だけだったとしたら、造成森林を作ったとしてもじゃあそれが本当にその土地にとってどうなのかっていうところと、やはりその土地それぞれで根付いてきた動植物だったり、そういったものがそのままそれで維持ができるのかどうかというところで、やはり私もそういう林業に関わっている以上は、一度人が手を加えたと同じ山にはならないんですね。

そうなる人が1回こう関わってしまった以上は関わり続ける。そういったものがきちんとしない限り、やっぱりそういった、自然っていうのは、そのままの状態では戻っていかないんで、やはり、そういったところをやっぱり、市であったりとか、住民であったりっていうだけではなくて、県としても、何かこう、考えというのがきっちりあつた中で判断がしやすい状況っていうのも、せつかく、先ほど委員も言ったように、都会に近くて東京の人達も埼玉県民もそうですけど、そういった環境の自然豊かな場所を求めようような状況になってくる今、本当に限られた貴重な森林っていうのを、どう生かしていくかっていうのは、やはり一つもう少しビジョンとして何か埼玉県としても、林地開発許可を行う際に考えられる何か指標があればいいのではないかと。個人的にそういう予定はないのかなっていうのはちょっとお聞きしたいなと思います。

○落合会長

事務局いかがですか。

○吉田主幹

ただいまですね、井原委員から貴重な意見をいただいたと思っております。

林地開発許可制度ですね、先ほど申し上げたとおり森林法という法律で決まっております。先ほど（森づくり課）課長からも申し上げましたけれども、憲法で保障された財産権の中で、非常に配慮された法律の形式になっております。

我々森づくり課は森林保全ということを使命にして仕事をしているわけですが、やはりその法律の中で粛々とやっていかざるを得ないところがございます。森林が森林であることによってもたらされる公益的機能につきましては、いろんな施策を講じ

て、森林をより機能が維持発揮されるようにやっていくというのは、我々やっているところでありますけれども。林地開発につきましては、客観的な基準に基づいて、許可しなければならぬと。これはですね、しなければならぬとされているのは、やはりあの、憲法で保障された財産権をいたずらに制限することがないように、行政の恣意的運用による弊害を排除すると。こういった規定になっておりますので、それに従ってやっていくしかないと思っています。

議長のほうから、あり方検討という林野庁がやっている検討会がありまして、それは昨年度中間報告というかたちでまとめました。それに基づきまして、林野庁のほうから、令和元年12月24日付けで、運用細則という形で通知が来ております。そこで、先ほど話がありました、谷埋め盛土とか、工法とか、そういったことについても細かい技術的助言という形で通知があったんですけども、それについては今年の4月にうちの方の要領も、盛り込めるものはすべてですね、盛り込んだ形で改正をして、5月1日から運用していると。それに基づいて今回、申請の審査をしているということで、こちらの方としてはそのなかで最大限できることは、審査をして、判断をこれから下すということになっておりますので、委員のご意見も今後の参考にしながら許可事務をやりたいと思っております。

○落合会長

よろしいですか。

○井原委員

はい。

○落合会長

他にご意見ご質問は。

○伊藤委員

1点ですね、確認させていただきたいんですが。

今回開発面積が、実際に森林のですね、森林の残存するエリアといいますか、それが上側ですかね。上側になっているわけなんですけど、周りを見ますと、針葉樹の森林の中ですね、太陽光施設は25%の森林の残存ということで、要は森林法から考えて、やはり土砂の流出とか、水の確保とか、環境っていうのをつけて、そういう制限を設けるっていうとすればですね。やはり一つのエリアは、ひとかたまりといいますか、一つのエリアはできるだけ小さいほうがいいのかなって、やっぱり考えるわけですね。

で、今回の場合は、上の方にだけほとんどの残置の森林があって、太陽光の面積っていうのがすごくひとかたまりに十数ヘクタールなんていう状況があって、例えばその景観のことはちょっとわからないですが、実際に街から見て目立つのか目立たないのかはちょっとわからないんですが、やはりそういう一つの面積をできるだけ少なくして、そういう災害に備えるっていう意味では、そういう区画というか、一つの面積を少しその25%の中で、有効に森林の残存の中に置いて、できるだけ裸の面積ですね、そういうのをあまり大きくしない、というような。そういう考え方っていうのは、検討のなかでなかったのかちょっと聞かせてください。

○永留副所長

すみません。区切るというのは（どういうことか）。

○伊藤委員

例えばですね、この、見て、太陽光の施設がもの凄い今、一体になっているじゃないですか。結局そこが無立木地で、太陽光のパネルが全部敷き詰められて、雨が降ればそれが例えばそのまま流れていく。そうイメージした時に、上側の森林を残して緑の部分は25%残すために残すわけですよ。

ですけど、その開発区域の周りというのはみんな森林ですよ。森林なので、その要は25%残すのであれば、やはり大きな面積をある程度区分して、もう少しこう太陽光の（エリアを）2団地に分けるとか、25%の仕組みを残すという意味合いをそこに持っていくっていう考え方はなかったかなという。

○永留副所長

例えば真ん中に残置森林を残して太陽光パネルの区画を2つに分けるとか、そういう検討がなされたかどうかって意味では、こちらとしてはそういう検討をしたという話は事業者の方からは聞いてはいないところです。

○伊藤委員

事業者の方っていうのではなくて、例えば県の方で、そういう申請が出てきた中で、やはりそういう環境とか、雨水ですとか、そういうことを考えた時にこういう方が安全ですかとか。何かそういう考え方ですかね。

○永留副所長

ちょっと2区画に分けたから安全かどうかというのはなかなか難しいとは思いますが、基本的に林地開発の審査のスタンスとして、特に県がどうしろということを申し上げることがまずございません。

基本的には、事業者が事業者の考えに基づいて計画を作ってくるというものでございまして、それについて、先ほど申し上げた例の4条件をクリアしているかどうか、というのを審査するのが我々の立場でございますので、それについて、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいというようなことは、その4条件をクリアする中でアドバイスすることはありますけども、全体構想をどうするかということに関して県から何か申し上げるということは特にいたしません。

○落合会長

ちょっと私から補足しますけども、ソーラーパネルを設置した時にですね、降った雨がどういう反応して下流にどういう影響を及ぼすかっていうことについてはですね、実際の検討事例っていうのが、少ないんですよ。森林に関わる研究者もソーラーパネルはつるつるなので、降った雨が100%流れてしまうんですが、そういうものが地上に出現するというのを、つい、10年ぐらい前まで考えたことがなかったんですよ。

ですから研究とかその実際の検討という事例がほとんどないんです。ですから、こう

いう工事をすべきだということが、現時点ではなかなか言えないんです。そこが非常に難しいところだと思います。

例えば、パネルの貼り方や角度で、下流への影響はこうなりますとか、土砂がこう出るのでしょうか、っていう事例が極めて少なく、これまで直接ソーラーに関わりない事例で起きていたような、その自然の山や、そういうところをとれたデータをもとに考えている。私も含めて。だから、ソーラーの設置をこうすれば絶対大丈夫っていうのは多分、なかなか。山ですよ、平地ではそういう（問題）はないと思うんですけど。山でそういうことをやる際に、これなら絶対大丈夫というのは、多分なかなか難しいと。

今回私も最初は排水がどうだとか、排水の状況だとかっていうことで（現地を）見たんですけども、この計画は、大面積でそういうソーラーを貼るんですけども、それを全部あそこの沈砂地としてはかなり規模が大きいです。サッカー場と称する沈砂地ですね。

飯能で想定されている100年確率の雨量が1時間73ミリが降ったとしても、十分受けとめるだけの容量はあるわけです。だから下流への影響はほとんどないだろうということが言えてしまうし。

或いはその排水路ですね、図面は私も細かく見てみたんですけど、下流に行くに従って流量は集まるので増えますよね。それも検討されてると。先ほど言いましたけど、宅地造成並みの検討はされているという状況です。

だから、県としてその独自の基準を持て、ということにもならないかなと。周辺の実例を見ながら、より良いものにしていくということしかできないのではないかなと私は考えていますけど、個人的には考えております。

ちょっと話が逸れまじけれども、他に何かご質問ご意見ございましたら。

○大澤委員

大澤でございます。私、この資料を送っていただきまして、早速に飯能市の議会の議事録を読ませさせていただきました。

この案件につきましての議会の資料がざっと載っておりましたけれども、飯能市といったしましては、もう長い年月ここにつきましての議論があったわけでございます。その

中で、市と議会と行政の意見が、一致してないというような状況かなという思いがいたしております。その中で、今回こうした許可申請がなされたわけでございますけれども、県としては、すべての審査をした中で、案件が適合しているということで、県としては、これを許可せざるを得ないのではないかなという思いがいたしております。

しかしながら、今日皆様方のお話を伺ってみますと、どうもあまり、良い方向に行っていないのではないかなという思いがいたしております。そして私もこのこうした事例初めてでございますので、また、こうしたことも初めてですのでわかりませんけれども、もしここで、審議会でこれが「不可」だということを結論的に出した場合にですね。県のほうとしてはどのような対処されるのか、ちょっと聞きたいと思います。

○永留副所長

今回は諮問をさせていただいておりますので、答申をいただくという立場に私どもはございます。答申の内容を踏まえてですね、県としてどうするかを判断させていただきたいと思っております。

○大澤委員

ということは、審議会のほうは、やはりこれを答申するにあたって、皆様のご意見が一致しなかったということで、飯能市のほうにその答えをさせていただくわけになると思うんですが、そうしますと、また飯能市さんのほうはイチから出直し、というような形になるんでしょうかね。

ただ一番私は気になるのは、議事録を読まさせていただく中で、議員さんたち、この時につきまして、こうしたらいい、ああしたらいい、という皆さんそれぞれ、ご意見を述べていらっしゃるけれども、その中で議員さんたちの中からは、ソーラーですか、サッカー場というご意見を一つも見受けられなかったような気がするんですね。

その中で進めてきたということが少し強行主義だなというのは思いがするんですが、それにつきまして県のほうからそうしたご意見を提示して、飯能市さんのほうにというような、こういうことで認められなかったというような、ご意見を出すんでしょうけども、そういったところはいかがなんでしょうか。

○永留副所長

先ほどからご説明していますとおり、許可・不許可の判断基準っていうのは、先ほどから申し上げている例の4条件に対してどうかということになります。で、当然今回の場合のように、市の事業でありますので、市の中で統一見解が取れて申請されるとか、そのほうがベストであると思うんですが、ただ、我々の立場としては、市の中で見解が統一されていないからといって不許可にするっていうことが不可能というか、できないことだと思います。

あくまで、我々に課せられた任務といいますか、役割というのは、森林法で定める先ほどから申し上げているような4条件に合致しているかどうかで、判断させていただくということになると思いますので、大澤委員がご心配されている、市ですね、それぞれの立場の方の見解の不一致をもって、我々として不許可にするっていうのはなかなか難しいのかなと正直思います。

ただ、これだけ多くのさまざまなご意見をこの会でいただいておりますので、許可する際に、許可書というのを出すわけなんですけれども、そこに条件という形で、今回の審議会の意見として付してしまいますと、その条件に従わないとか違反した場合、許可を取り消さなければいけないことになります。そこまでは正直難しいと思います。

ただ、こういった貴重なご意見をいただきましたので、そういった意見が審議会の中で出ましたので、ご承知おきくださいという形で、市なり事業者の方に普通の文書としてお伝えすることは、我々としてはできるかと思っておりますので、そういった対応は可能であるかなと思いますので、そういうことがもし必要だというご判断があれば、言うただけならば、それは検討させていただきたいと思っております。

○大澤委員

ありがとうございます。

最後に一言だけ申し上げさせていただきますと、財産権の問題が出て参りました。財産権がある法律の中で、所有者の財産ですので、そこで法律の中でやっているというお話ございましたけれども、この土地につきましてはあくまでも市で持っているわけです。

ので、市（有地）は市民が持つてるといことになると思うんですね。そののところもやはり考えていただけたらありがたいなという思いがいたしております。以上で質問を終わりにさせていただきます。

○鈴木委員

本件いろんなご意見承りました。私も勉強させていただきましたが、特に本件の、先ほどから一部出ておりますが、所有者はほとんど飯能市と、飯能市土地開発公社が所有しております。事業主関連の企業含めて7.2%という割合でございます。

先ほど来出ておりますように、この森林の公共性というものの発揮については、相手がほぼ行政に近い形ですので、森林の機能発揮についてより条件的に検討して、或いはこの審議会としてそういう機能発揮に注力していただくということを、付け加えられれば、大変結構ではないかと、こんなふうに思います。以上です。

○落合会長

ほかにご意見もございましたらば、はい。

○藤野委員

ただいまの永留副所長のお話にありましたように、この審議会で付加する声としたら、先ほど議長がおっしゃってくださったように、やはり住民との合意をしっかりと得て、というところではないかと思えます。

あくまでもその場所を限定されて、その周りに住んでいる方々は、そこを楽しむ方、利益を享受する方は決まっているので、ぜひぜひその合意を得てから進めるということが、事業を進めていく上でも非常に大事なことで、住民が納得してやったことであれば、仮に何か本当に起きて、災害があっても、私たちもその点はよく話し合っ、納得して決めたんだということになると思うんですけれども、反対の中で進めていって良いことはないと思うんですね。

それはぜひ私は審議会委員の1人として、ぜひその声は付けていただきたいと思います。

○落合会長

確認ですが、地元との意見交換といったあたりは、今回の案件についてはどういう状況でしょうか。

○永留副所長

事業者さんのほうで地元の関係者の方にご説明していると聞いています。

○落合会長

その、地元の範囲というのがなかなか難しい。

○永留副所長

地元の自治会だそうです。ですから広く市民というよりは、その事業地の直接影響を受けるだろうと考えられる住民の方に対して説明していると聞いております。

○落合会長

現地はちょっともうすぐ行くと市街地で、川沿いにも住宅が並んでいるような状況です。そのあたりも含めて地元市民の方との合意というあたりが重要なのかなと思います。

他にまだご意見頂戴していない方がいらっしゃると思うんですがいかがでしょうか。

○平井委員

もう一言いいですか。

地元、なのでということで。やはり地域との合意形成っていった意味では、結構降ってきた話っていう感覚でいます。飯能市民としては。

やはりこれだけの傍聴者がいるってことも含めて、揉めている状態って言わざるを得ないと思うんですね。だから、かなり慎重にやっついていかないと、あとで本当に大きな問題が発生します。これで災害でも起こったら、本当にとんでもないことになってくると

思います。ちゃんと合意形成を経た上で進めるべきだと思っています。以上です。

○落合会長

時間もちょっと押して参りましたけれども、ほかにご意見、追加でもしございましたらば。

いろいろご意見いただいたわけでありますけれども、先ほど事務局からもありましたけれども、林地開発行為の許可に関する諮問事項についてですね、こういう意見が強く出た。

審議会の中で、委員としては、審議会としてはこういう点を心配しているんだということを附帯して、審議会の意見として返すというようなやり方もあるのかなと思うわけでございますけれども。

確かに、諮問事項としては4項目について、確かに今のところは技術的な部分についてはクリアしている、と言わざるを得ない状況ではありますけれども。ただそれも昨今のこういった気候の状況等を踏まえると、やはりこういった点についてはですね、審議会としては心配していますよ、ということをお返しするというようなやり方があるかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

一応私もこういった関係の事案を多少見ているんですけれども、その中で、各県の審議会の中で、こういう心配懸念があるというのは出していく、というのがやっぱり最近の流れかなと思っておりますので、これまで頂戴したご意見をですね、附帯意見として付け加えるということで進めさせていただければと思いますが、もしそういうことでよろしければ。議事録もとってございますので。

そういった形で意見を付けていくとしたいと思いますが、よろしいですか。

答申とそれから附帯意見について、もしよろしければ私の方にご一任願えれば、皆さまのご意見を反映させた形で知事に対して返していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そういったことをご了解いただいていることで進めたいと思いますが、ご一任いただきまして、ありがとうございました。

ちょっと時間が大分過ぎちゃってるんですけども、次の事項の前に多少休憩入れますか。時間的に大丈夫ですか。

○鈴木副課長

休憩入れさせてください。

○落合会長

10分間でよろしいですか。

○鈴木副課長

それでは、少々時間が押しておりますので、3時25分再開でよろしいでしょうか。

それでは。3時25分再開にしたいと思います。

<報告事項「埼玉県農林水産業振興基本計画の策定について」>

○鈴木副課長

それでは、時間となりましたので、審議会を再開いたします。

ご審議の前に事務局の職員が一部入れ替わりましたので、紹介させていただきます。

戸田副課長です。

高野主幹です。

大澤主幹です。

栗原主幹です。

宮崎主幹です。

中村主幹です。

それでは落合議長に議事の進行をお願いします。

○落合会長

はい、本日二つ目の議題は、報告事項「埼玉県農林水産業振興基本計画の策定等について」です。それでは事務局から説明してください。なお、説明は着席したままで結構です。

<吉田主幹から報告事項について説明>

○吉田主幹

それでは報告事項といたしまして、埼玉県農林水産業振興基本計画の策定等について、ご説明いたします。着座にてご説明させていただきます。お手元のA3横版の資料3「埼玉県農林水産業振興基本計画の骨子」をご覧ください。この資料は事前にお送りした骨子を一枚にまとめたものでございます。

まず、この基本計画でございますが、平成29年に公布されました、埼玉県農林水産業振興条例の規定に基づき、策定するものでございます。

本県の農林業・農山村の将来像を描き、これを実現する施策をお示しするものとして、「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」がございまして、このビジョンの目標年度は令和2年度でありまして、今年度は最終年度となっております。

来年度以降の5か年につきましては、このビジョンに変わらして、基本計画として策定するものでございます。

それでは骨子の概要についてご説明いたします。

「序章 はじめに」をご覧ください。

2に条例に定める基本理念が示されております。

- (1) 農林漁業者の優れた経営能力を生かし、農林水産業の産業としての競争力を強化する
- (2) 地域の特性に応じて、収益性の高い、安定的な農林水産業経営を確立し、将来にわたり農林水産業を持続的に営むことができるようにする
- (3) 農林水産業及び農産村の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮することができるようにする
- (4) 消費者の需要に応じ、消費者に信頼される良質かつ安全な農林水産物を安定的に供給する

とされております。

計画の構成でございますが、その（序章の）下にあります第1章から第5章の通りとなっており、特に「第4章 取組の展開方向」に具体的な県の施策を盛り込むこととなります。なお、第4章にお示ししております、1から7につきましては、まだ骨子ということもありまして、項目の表題のみの記載となっております。また、第何条、第何項、第何号、とあるのは、対応する条例の条項となっております。

続きまして、現行ビジョンの指標に対する進捗状況について簡単にご説明いたします。お手元の資料4「埼玉農林業・農山村振興ビジョン指標進捗状況について」をご覧ください。A4版の縦長となっております。

現行ビジョンでは6つの指標を設定しております。

一つ目の「施業のための集約化・団地化する森林面積」につきましては、今年度末の目標値、19,000ヘクタールに対しまして、昨年度末の実績は16,887ヘクタールで、進捗率89%でございます。

二つ目の「作業道延長」が目標値800キロメートルに対して、実績が656キロメートルで、進捗率は82%でございます。

三つ目の「県産木材の供給」につきましては、目標値は令和2年度において年間111,000立方メートルでありますけれども、令和元年度の目標は年間10万6千立方としておりますので、進捗率はそれに対して92%となっております。

四つ目の「県産木材を利用した公共施設数」でございますが、1,100施設の目標に対しまして、実績は1,059施設で進捗率は96%でございます。

五つ目の「森林の整備面積」でございますが、目標値12,500ヘクタールに対しまして、実績値8,903ヘクタールで、進捗率71%でございます。

最後は「森林ボランティア活動に参加する延べ人数」でありまして、目標値年間28,000人に対しまして、実績が年間27,900人、進捗率が99.6%となっております。

今年度、最終年度となりますので、それぞれ目標の達成に向けて、引き続き施策に取り組んで参ります。

資料の説明は簡単でございますが、以上となります。今日は、計画策定に当たりまして、森林審議会委員の皆さまから、特に本県の森林林業分野につきまして、地域等で抱えている課題等、来年度以降県が新たに取り組むべき施策、または引き続き取り組むべき施策などについて幅広く忌憚のないご意見をいただければと思っております。

なお、基本計画につきましては今後素案の作成、県民コメントの実施、県議会への上程・審議、知事決裁等行われる予定でございます。

後日、素案が出来ましたら、また委員の皆様にお送りしたいと考えております。

その際に書面でのやりとりとなりますけれども、素案に対するご意見についても伺いしたいと考えております。それでは、よろしく願いいたします。

○落合会長

ただいま事務局からご説明いただきました報告事項につきまして、ご意見ご質問ございましたらお願いいたします。いかがでございましょうか。

本日は骨子ということですがけれども、現時点で何かご意見ご質問あればお願いいたします。

<委員から報告事項について質疑等>

○鈴木委員

鈴木でございます。基本計画の骨子についてですけれども、進捗状況、資料4で、県産木材の供給量と県産木材を利用した公共施設数のところで、大変私が想像したよりも、非常に進んでいるという印象を持ちました。これは県産木材に対する取り組みが、農林部を含めて進めていただいているという結果だと思います。

一方で民間への働きかけという件に関しても、いろんな施策を打っていらっしゃると思いますが、こちらのほうはどんな状況でございましょうか。よかったら教えてください。

○宮崎主幹

はい、宮崎と申します。民間への働きかけということなんですけど、今私どもは民間住宅ですね、木材が一番使われるのはやっぱり住宅関係が多くて、その住宅に最大34万円、県産木材を使ってもらおうと補助金を出しますよという事業をやっています。

これは平成26年から続けている事業なんですけど、この補助事業とても人気がございまして、だいたい250戸の民間住宅に対して補助するというものなんですけど、公募を開始してからですね、去年はだいたい2ヶ月で予算枠に達してですね、今年も同じくやっぱり2ヶ月ぐらいですね。もうそろそろ予算枠に達するということです。

こういうような形で民間に対して県産木材の利用を働きかけているということです。

○鈴木委員

はい、ありがとうございます。県産木材の利用に関してですけれども、以前高校の塀が落ちたとか、いろんな社会的問題が起きまして、都なんかでもそういうものの対応をしているということですが、その辺に関しては何か進捗ございますでしょうか。

○宮崎主幹

はい、平成30年に大阪北部地震っていうのがありまして、それで高槻市で小学校登校中の女の子が、倒れてきたブロック塀に挟まれて亡くなったという事故がございます。

これに関して、そのあと、やっぱりこれ危ないということで、国のほうが補正予算をつけまして、その（ブロック塀を）木の塀に変える時は補助金を出しますよというのを去年と今年やったんですよ。

これは人気があって、今年の事業については公募開始からわずか2時間でなくなってしまったというような状況です。県は今まで国がやっているのでもいいだろうというか、そのような形でいたんですけど、やはり公募開始から2時間でなくなってしまうということは、逆に県内の木の塀を希望している人に十分その恩恵が行っていないというか、そういうことを考えられますので、今は来年度予算に、その木の塀の補助金を創設しようかなということで準備してございます。以上です。

○落合会長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。はい。

○大澤委員

大澤でございます。私事で申し訳ないんですけども、長瀬町には、企業の森ですとか学校OBの皆さんでボランティアしていただいている森ですとかが、6～7団体入っているんですが、この方達は森林ボランティア活動に参加する延べ人数に入っているんでしょうか。

○高野主幹

高野と申します。こちらの「森林ボランティア活動に参加する延べ人数」には、企業とか団体さんが活動している人数も含まれております。そのほかに、地域で活動しているボランティアさんの人数も含まれております。

○大澤委員

ありがとうございます。ぜひ、こうした事業を進めていただけたらありがたいなと思っておりますので、今後もよろしく願いいたします。

○落合会長

他にいかがでしょうか。

○井原委員

井原です。一応、ここの中で「災害対策の推進」という形で、昨年の台風でかなり埼玉県内、秩父もそうなんです、県有林・私有林、私たちも植樹をしている場所とか、途中の道が崩れたりとか、かなり大規模に山の中が崩れてしまっていて、安全にちょっと植樹活動ができなかったりとか、いろいろかなり影響を及ぼしていて、今現在復興するためのそういう作業とかされているかと思うんですが、今後の計画にあたって、さらにそこに対して、そういう林業として災害対策として盛り込む予定とか、より強化していくための推進していく内容がもしあったらお聞かせいただきたいです。

○栗原主幹

栗原です。よろしく申し上げます。私のほうは治山、それから森林管理道のいわゆる林道等の災害対応のほうで実施をしております。

昨年度の台風災害につきましては、昨年度の補正予算、それから森林管理道、いわゆる林道につきましては、今年度予算等を用いまして、今一生懸命復旧作業を実施しているところでございますが、何分にも被害が甚大でございまして、すべての箇所を實踐、という形にはできないところでございまして、重要なところから、または危険等が及ぶ被害の大きかったところから、対策事業を実施しているところでございまして、なかなか、すべてが終わるまで、ちょっと時間がかかるということでご迷惑をかけるところでございますけれども、そういったところで順番をもって、事業を進めているところでございます。

○井原委員

今後の計画にあたっては、何か盛り込む予定とかそういったものはありますか。

○栗原主幹

現状では、今起きている災害について、漏れなく被害対応していくということで実施をしているところでございます。

また治山事業につきましては、減災対策ということで、被害が発生していないところにつきましても、通常予算を用いまして、今後の被害が大きなものにならないような減災対策ということで、危険度の高い溪流等を重点的に、整備を進めているところでございます。

○井原委員

山奥もそうなんですけども、秩父とか特に住民が使う道も含めて、かなり崩れたところが多くて、治山的な対策は本当に急務だなというふうに感じていますので、その部分は、今日話したような太陽光パネルのこととかもあるかと思うんですが、やっぱりそういう部分ちょっと住民が安心して暮らせるような形で、特に注力していただきたいなという意見を述べさせていただきます。

○落合会長

他にいかがでしょうか。はい。

○大野委員

ありがとうございます。一点教えていただきます。

先ほどの話にも関連するんですが、昨今はすごい豪雨が襲っております。

それで今回のコロナの問題も、いろんなテレビとか報道とかで見ると、結局環境問題ということが多く語られていまして、今うちの方の町は基本構想にSDGsという考え方を取り入れているんですけども、この埼玉県の農林、「水産」については、私はよくわからないんですが、農林についてはこう社会的な公共的な役割が、かなり普通の「何々業」っていうのも多くあると思いますので、従来の考え方で基本理念を作るのではなくて、そこに例えば(1)の「～競争力を強化する」というのは、これは集約化だとか、(2)の「～持続的に営むことができるようにする」というのは、農業法人とか言われているんですけども、普通の生業をもととした「業」とはちょっと違うので、その「競争

力」というよりは、安全保障的な問題や環境に対する安全保障的な考え方もあると思うので、ちょっとその基本理念の内容というものにSDGsの考えとか、環境保全の考え方というものを取り入れていただければありがたいなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○吉田主幹

吉田と申します、よろしく願いいたします。基本理念のほうですけれども、実はこれは平成29年、と先ほど申し上げましたけれども、条例にこの基本理念がそのまま載せてありまして、これについては変えられないことはあるんですけれども、今委員がおっしゃった理念・考え方につきましては、施策をやっていく段階でそういった考えを基礎にして施策として盛り込んでいくということで、検討させていただければというふうに思います。

先ほどお話にありましたSDGs、そういったことも今検討しているところでありまして、環境問題につきましても、森林につきましても森林の公益的機能がありますので、それを充分に考えながら施策をやっていきたいと考えております。

○落合会長

他にいかがでしょうか。

○相葉委員

すみません相葉です。先ほどちょっと初めて振興基本計画というのを見させていただいていますが、これの行政手続きといいますか、このあと審議会としては、関わり合いになるのかどうか、専門的な意見をどの場で言うようなことになるのか、ロードマップが見えないので、パブリックコメントとか、議会承認とか、いろいろあるんだと思いますけれども、その手続きについて、令和3年度からということでもかなりもう時期・時間的に厳しいと思うんですけれどもそういう、今から中身を詰めて斟酌してみんなで議論していくのか、もうほぼ固まってきているのかという、そこら辺の感覚もちょっとわからないので教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、進捗、この基本計画の進捗も始まってから、この前のビジョン指標の進捗状況はこれで、見させていただいているんですけど、この基本計画の評価というのは、誰がどのように評価しているのかということで、第三者評価とかですね、審議会の委員の評価とか、そういう場があるのかどうかちょっと教えていただきたいんです。

○吉田主幹

はい。私の方から説明させていただきます。

この基本計画は現在「骨子」という段階でして、これに合わせて各施策の素案という形で各課が検討しているところであります。

来月その「素案」ができますので、ここで一回また委員の皆さんに書面ということになりますけれども、ご意見をいただきたいということです。

その後、県のパブリックコメントというところで上げまして、そのあとにもう一度森林審議会を開催いたしまして、その素案に対する意見をいただく機会を設けさせていただきます。それと併せまして、県議会のほうで報告をいたしまして、来年2月の定例会に「計画案」ということで上程いたしまして、県議会のほうで審議をしていくということになります。これにつきましては、条例に基づく計画ということで、それぞれ毎年の実績につきましては県議会のほうに報告をするということになっております。

機会がありましたら、森林審議会のほうでも進捗状況について報告する機会を設けさせていただきますと思っております。

○落合会長

ほかにご意見ございましたら、はい。

○藤野委員

藤野でございます。第2章のところに、「国内外の社会経済情勢の変化に伴う～」云々と書いてあるんですけども、今日前半でやりました太陽光パネルの設置等のことは、この社会的状況の変化でこれからもっと増えてくるのではないかというようなこと

も懸念され、それに対してやっぱりこの農林水産業振興基本計画の中には何か（太陽光パネルについて）明記されたほうがいいんじゃないかと思っていることと、産業と大きく関わりますし、森林のあり方ということにも大きく関わると思います。

第3章には「～5年後の埼玉県のあるべき姿を記述する。」とありまして、ということは前回の（ビジョン）で令和2年にどんな埼玉県のあるべき姿が書かれていたのかというのが非常に気になるところでございまして。やはり反省というか振り返りがあって、その次の姿が見えてくると思うので、私は5年計画なので5年後でいいと思うんですけど、これもまた、さっきの時にちょっと申し上げたんですけど、すごく大きなところで50年後とか100年後とかの姿があり、それに対して5年10年という形でもっていくのではないかなど。もちろんそれは変わるんですけども、特に森林のように時間がかかって形成されていくものに対しては、長い目で見た将来像を見据えていただきたいと希望いたします。

○吉田主幹

ご意見ありがとうございます。太陽光パネルに関して、森林をどうしていくかということで、今後太陽光パネルにかかる林地開発をどうしていくかということで、経済産業省のほうで、太陽光パネルの制度を作っているんですけど、結構頻繁に制度が改正されたりですとか、固定買い取り制度から入札制度に変わるとか、いろんな形で変わっていきまして、それがどう林地開発のこれからの数に影響していくか、なかなか読めないところがありますので。直接計画に盛り込むというのは難しいとは思いますが、森林を保全していくということには変わりありませんので、その点は十分考慮しながら、計画を立てていきたいと思っております。

それから5年後の姿ということで、例えば伐って・使って・植えて・育てるといった森林の循環利用が進んでいるとか、二酸化炭素の吸収や、そういった公益的機能が発揮される地域力が高まっているとか、そういったことが書いてあるんですけども、結局森林の場合は先ほど委員がおっしゃっていた通り、50年とか100年とかそういったスパンで森林林業行政をやっているというところもありますので、基本的には先を見据えた手前5年間という考え方もありますので、その辺も含めて今後、計画の策定にあたっては

検討していきたいと思っております。

○藤野委員

ありがとうございます。林地開発って私は50年くらい前ですが、ゴルフ場の開発というのが結構ひとつの大きな例になるのではないかと思います、この山の中に虫食い状に残っているゴルフ場が非常に活用もされたとは思いますが、今それをどうするかということがまた次の課題になって出てきている時代でございます。

そういうこともありますので、やはり長い目で見たことをしっかり、考えていなかったのではなくて、考えていたという状況で進めていっていただきたいと希望いたします。

よろしく申し上げます。

○落合会長

他にご意見ございますか。

ちょっと私からも一点伺いたいんですけど、第4章の一番後ろのところの「農林水産業を核とした活力ある地域づくり」の(1)③の「農業・農山村の多面的機能の発揮」と④の「森林の公益的機能の発揮」とが分けて書いてあるんですよね。通常だと、農水省なんかだと、ひとくくりに多面的機能と書かれてしまうところなんですけど、あえて分けて書いてあるというのは何か意味があるのかなということが一点。

それから⑤の「水辺づくり」というのは、具体的にどんなことなのかイメージがあまりできないので教えていただきたいです。

○吉田主幹

まず、多面的機能と公益的機能とが分けてあるということですが、これは農業・農山村、特に田んぼとかそういったところの持っている多面的機能ということで、水資源の涵養といったところが考えられます。

森林は森林で、それとは違った機能というものがあまして、公益的機能の中にはもちろん生産機能も含まれているという考えもありますのでそういったところで、農地と森林というところで分けたということで、こちらについては森づくり課のほうで検討し

ていくという分け方になります。

水辺づくりについては、森づくり課で取り組むべきものには入っていないので、ちょっとこの場ではお答えできないんですけれども。目指す方向性としては、魚影の濃い川づくりということが書いてありまして、河川等の魚ですね、埼玉県は内水面ということでも淡水魚のほうで振興していくというのがありますので、その魚のための水辺づくりというところが一応農林部のほうの基本計画にも盛り込まれているところでございます。

○落合会長

以前中津川だったかな、溪畔林をちょっと見せていただいたことがあるんですけど、森林と、内水面とは言わないんでしょうけれども溪流との関係というあたりを意識されているのかなと思ったりしたので、大変書き込むのは難しそうですけれども、いいポイントなんじゃないかなと、その観光というあたりも含めてくるかもしれません。

それから、森林の公益的機能というのが特出しで出ているので、先ほどの諮問事項にも関わるかもしれませんけれども、十分たくさん書き込んでいただければありがたいなと思います。

すいません。他にございましたらば。

○平井委員

はい、私も同じところの第4章の7のところですね、「農林水産業を核とした活力ある地域づくり」というところで、コロナの影響で自然環境に対する飢えというか、皆さんの一般的なそういうのがあると思います。自然環境とかそういうものに対する関心が高まっている中で、多分ここの7の(1)の②とか③とか④とかというところが観光にも大きく関わってくるのかなと思うんですけれども、この森林を活用した観光との関わり合いというのはこのへんに書かれるのかなということで、森林環境譲与税なんかをいかに落とし込んでいくかという、その仕組みっていうのはどんなふうを考えておられるのかなというのをちょっと教えていただけたらと思います。

○吉田主幹

観光も合わせて、例えば観光とか教育とかというのがありまして、最近林野庁のほうでも森林サービス産業ということで、プロジェクトではないですけども、そういった協議会みたいなものを作って進めているところでございます。

埼玉県ではその森林サービス産業について、そういったことを取り組めないかということで今検討はしているところでございます。これはその繋がりということで、森林環境譲与税のお話が出ましたけれども、環境譲与税は森林のない都心部にもお金が行くということで、これをいかに山のほうに繋がられないかなというところがありまして。環境譲与税を山側にとすることを考えたときに、やはり市民が森林への理解を深めてもらうということが一番重要だと思っております、そういった機会をつくるために森林サービス産業ですね、山側のコンテンツといいますか、プログラムを設けまして、そこに参加していただいて、森林への理解を深めていただいて、山への投資というか、譲与税を含めた税金を投資して、森林の公益的機能を発揮させるところに繋がっていけば、と考えているところでございます。

○落合会長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと時間が予定の時間になってしまったんですけども。

もし特段ご意見ございませんようでしたら、書面で県から資料が届くと思いますので、その際にご検討いただいてご意見を返していただければと思います。

それでは特段のご意見なければ、本日の議事を終了したいと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

県におかれましては、本日の審議会の意見をご考慮いただいて、埼玉県農林水産業振興基本計画を策定いただくようお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審議を終了したいと思います。長時間にわたるご審議、ありがとうございました。これで議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

○鈴木副課長

落合議長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回埼玉県森林審議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。